

4.2(1) 新たに想定される創作容易な画像の意匠と認められるものの例

(i) 現実の物品の画像化

現実のもの外観をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

現実世界に存在する「紙」の医療用カルテ → 医療用電子カルテシステムのカルテ閲覧・記入用画面 (Q1-1)

公然知られたオーディオプレーヤーの立体操作ボタン → 携帯情報端末の音楽再生操作画面 (Q2-1)

携帯情報端末の音楽再生操作画面 → ページを変更するための表現 (Q3-1)

(ii) ある物品の画像をほとんどそのまま他の物品の画像として転用したにすぎない意匠

転用の前後で用途及び機能が同一の場合

入退室管理機のパスワード入力用画面 → 携帯情報端末のパスワード入力用画面 (Q4-1)

公然知られたDVDプレーヤーの設定画面 → 電子レンジの設定画面 (Q15-1)

転用の前後で用途及び機能が上位の概念で共通する場合

入退室管理機のパスワード入力用画面 → 携帯情報端末の電話番号入力用画面 (Q4-3)

動画選択画面 → 電話帳画面 (Q16-1)

(iii) 既存の画像部品を用いて当然の配置により構成したにすぎない意匠

列車の行先選択用画面 (Q6-2)

列車の行先選択用画面 (Q6-3)

備品管理用の画面 (Q10-1)

※この場合、環状線に関する画像であれば容易に思いつく

(iv) 複数の区画要素により構成される画像から、まとまりある一部の区画要素を削除したにすぎない意匠

公然知られたパソコン用の画面 → 携帯情報端末(タブレット)用の画面 (Q7-1)

公然知られた携帯情報端末用のメニュー選択画面 → 携帯情報端末用のメニュー選択画面 (Q8-1)

4.2(2) ありふれた細部等の変更の例

(i) 細部の造形の変更

・矩形角部の隅丸化 (Q18-1)

・構成要素間の隙間の設置又は隙間の幅の変更 (Q4-6)

・一部の構成要素の削除 (Q15-1)

・選択入力部のプルダウン化 (Q1-2)

(ii) 色彩の付加

・区画ごとの単純な彩色や塗り分け (Q9-2)

(iii) その他

・既定のデザインガイドラインにおける指定仕様の単純踏襲

・(i)及び(ii)の要素の単純な組合せ

4.2(3) ありふれた形態変化の例

(i) 形状の変化

・同一形状の拡大、縮小 (Q5-1)

・同一平面形状を元とする単純な立体化(隆起、陥没) (Q5-3)

・公知要素(吹き出し等)の単純付加 (Q13-1)

(ii) 色彩の変化

・区画ごとの単純な彩色や塗り分け (Q13-1)

・要求機能に基づく標準的な色彩の付加

(iii) その他

・既定のデザインガイドラインにおける指定仕様の単純踏襲

・(i)及び(ii)の要素の単純な組合せ